
地方自治法

..... 略

(会計年度及びその独立の原則)

第 208 条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

(会計の区分)

第 209 条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

第2節 予算

(総計予算主義の原則)

第 210 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 211 条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び**第 252 条の 19** 第1項に規定する指定都市にあつては 30 日、その他の市及び町村にあつては 20 日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。